

# 地 方 自 治 法

(昭和22年4月17日法律第67号)

[調査権・刊行物の送付・図書室の設置等]

## 第100条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

政務活動費の交付に関する条例  
(平成13年 3月26日長野県条例第25号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定により、長野県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、長野県議会における会派（以下「会派」という。）に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付対象)

**第2条** 政務活動費は、会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）に対し交付する。

(政務活動費の額等)

**第3条** 政務活動費の額は、月額31万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における所属議員の数による。

3 議員の任期の満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

**第4条** 会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費経理責任者を定めるとともに、長野県議会の議長（以下「議長」という。）が定める会派結成届を議長に提出しなければならない。

2 会派は、前項の会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が定める会派異動届を議長に提出しなければならない。

3 会派が解散したときは、その代表者であった者は、議長が定める会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

**第5条** 議長は、前条の規定により会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付等)

**第6条** 知事は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を、当該四半期の最初の月の10日（その日が長野県の休日を定める

条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項第1号又は第2号に掲げる日に当たるときは、その日の直前の同項第1号又は第2号に掲げる日以外の日。次項において同じ。）に交付するものとする。ただし、一の四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該四半期の最初の月から任期の満了の日の属する月までの月数分の政務活動費を交付するものとする。

2 知事は、一の四半期の途中において、会派が結成された場合又は会派の所属議員の数が増加した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める政務活動費を、当該結成された日又は当該増加した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合にあつては、その月）の10日に交付するものとする。

(1) 会派の結成 当該結成された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合にあつては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費

(2) 会派の所属議員の数の増加 当該増加した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合にあつては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の増加した所属議員の数に係る政務活動費

3 会派（会派が解散した場合にあつては、その代表者であつた者）は、一の四半期の途中において、会派の所属議員の数が減少した場合又は会派が解散した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(1) 会派の所属議員の数の減少 当該減少した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合にあつては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の減少した所属議員の数に係る政務活動費

(2) 会派の解散 当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合にあつては、その月）以降の当該四半期に属する月数分の政務活動費

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

**第7条** 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定める政務活動（会派が実施する県政の課題を把握し県民の意見を県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進のために必要な活動をいう。）に要する経費とする。

（収支報告書等）

**第8条** 会派は、議長が定める収支報告書（その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。）に前条に規定する政務活動に関する収入又は支出であることを証する領収書その他の証拠書類の写し（次項及び第11条において「証拠書類の写し」という。）を添えて、その年度の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派が消滅したときは、その代表者であつた者は、収支報告書に証拠書類の写しを添えて、当該会派が消滅した日の属する月の末日から30日以内に議長に提出しなければならない。

（収支報告書の写しの送付）

**第9条** 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、その写しを知事に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

**第10条** 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出（第7条に規定する政務活動に関する支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

**第11条** 議長は、第8条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、提出すべき期間の末日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があった場合において、証拠書類の写しに長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条第2号又は第3号に規定する情報その他議長が定める情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除き、請求者の閲覧に供するものとする。

(透明性の確保等)

**第12条** 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行うこと、政務活動費の使用に関する指針を定めることその他の措置を講ずることにより、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(補則)

**第13条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(政務活動費の額の特例)

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に交付する政務活動費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

附 則（平成14年7月11日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第42号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成15年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の政務調査費の交付に関する条例第8条及び第12条の規定は、施行日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書について適用し、施行日前に交付する政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月30日条例第24号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第54号）

この条例は、平成19年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月24日条例第22号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年10月14日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月23日条例第23号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月18日条例第16号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月17日条例第15号）

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月22日条例第36号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月 1 日条例第 1 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条中政務調査費の交付に関する条例附則第 2 項の改正規定（「平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日」を「平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日」に改める部分に限る。）は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に提出されている第 3 条の規定による改正前の政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の規定による会派の届出は、この条例の施行の日において第 3 条の規定による改正後の政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定により提出された会派の届出とみなす。
- 3 旧条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により交付された平成 25 年 3 月分の政務調査費については、新条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により交付された同月分の政務活動費とみなして、新条例の規定を適用する。
- 4 旧条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により交付された政務調査費（前項の規定により政務活動費とみなされた政務調査費を除く。）に係る返還及び収支報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月20日条例第22号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月19日条例第20号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月22日条例第23号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月23日条例第28号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月22日条例第29号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第7条関係)

経 費	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 他の団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う住民相談等の広聴活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情活動費	会派が行う要請陳情活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議に要する経費 2 他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

政務活動費の交付に関する条例施行規程  
(平成13年 3月29日長野県議会告示第1号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、政務活動費の交付に関する条例（平成13年長野県条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

**第2条** 条例第4条第1項の会派結成届は、様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項の会派異動届は、様式第2号によるものとする。

3 条例第4条第3項の会派解散届は、様式第3号によるものとする。

(収支報告書)

**第3条** 条例第8条第1項の収支報告書は、様式第4号によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

**第4条** 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書を提出すべき期間の末日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

**第5条** 条例第11条第2項の規定による収支報告書（同項の証拠書類の写しを含む。以下同じ。）の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日から30日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第11条第3項に規定する議長が定める情報は、会派の活動に関する情報で、公にすることにより会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものとする。

3 収支報告書の閲覧は、議長が指定した場所で行なければならない。

4 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日においては、収支報告書を閲覧することができない。

5 収支報告書の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

6 収支報告書を閲覧しようとする者は、閲覧申込書（様式第5号）を提出しなければならない。

7 収支報告書を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所で閲覧すること。

(2) 収支報告書は、前号の場所以外の場所に持ち出さないこと。

(3) 収支報告書は、丁重に取り扱うこととし、破損、汚損、加筆等をしないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

8 議長は、収支報告書を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧の停止を命じ、又は閲覧を禁止することができる。

9 前各項に定めるもののほか、収支報告書の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 27 日議会告示第 2 号）

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 1 日議会告示第 1 号）

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。



(様式第1号) (第2条関係)

会 派 結 成 届

年 月 日

長野県議会議長 殿

会 派 名  
代表者名

㊟

政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名

(様式第2号) (第2条関係)

会派異動届

年 月 日

長野県議会議長 殿

会派名  
代表者名

印

政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった所属議員氏名		

(様式第3号) (第2条関係)

会派解散届

年 月 日

長野県議会議長 殿

会派名

代表者名

印

政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

(様式第4号) (第3条関係)

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

長野県議会議長 殿

会 派 名

代表者名

印

政務活動費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)の規定により、年度政務活動費収支報告書を提出します。

(単位:円)

項 目		金 額	政務活動費を充当して行った 調査研究その他の活動に要し た経費の総額
収入	政務活動費(①)		
支  出	調査研究費		
	研修費		
	広聴広報費		
	要請陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	事務費		
	人件費		
		支出合計(②)	
	残余(①-②)		

(注) 1 支出欄の金額には、交付された政務活動費の充当内訳を記入すること。

2 政務活動の概要について記載したものを添付すること。

(様式第5号) (第5条関係)

閱 覧 申 込 書

閱 覧 年 月 日	年 月 日
住 所 〔法人等にあつては、事務所等 の所在地〕	(電話番号 )
氏 名 〔法人等にあつては、その名称 及び代表者の氏名並びに閲覧 者の氏名〕	
閲覧する収支報告書	年度 会派名